

公益社団法人日本女医会 溝口昌子（みぞぐちまさこ）賞 規程

第1条 公益社団法人（以下、公社）日本女医会 「溝口昌子（みぞぐちまさこ）賞」は溝口昌子氏の御遺志により（公社）日本女医会に寄付された基金 1000 万円から、女性医師のキャリアアップと永年勤続を目的とした助成を行うものである。

第2条 英語表記

The Masako Mizoguchi Award, Japan Medical Women's Association とする。

第3条 溝口昌子賞の授与は、原則、毎年1名とする。

第4条 助成金授与額

原則、一人当たり 30 万円とする。

第5条 応募資格

申請時に満 55 歳未満で、大学病院または総合病院等に臨床の常勤医として役職に就いて勤務しており、臨床、研究、教育、社会活動等を行っている日本国に在住の女性医師（教授は除く）とする。

第6条

前項の規定にかかわらず、すでに本賞の授与を受けたものは申請資格を有しない。

第7条 申請に必要な書類

- 1) 申請書
- 2) 履歴書（写真貼付）
- 3) 研究に関する自著を含む共著論文 2 編

申請書類に加えて次の書類も合わせて提出しなければならない。

- 1) （公社）日本女医会会員（選考委員を除く）2名の推薦状
- 2) 誓約書
- 3) 業績目録

第8条 選考委員

（公社）日本女医会会長、副会長、学術部理事および会長が任命した若干名とする。

第9条 授与

受賞者は原則として、受賞年度に開催される総会において表彰される。

付則

本規定は平成 27 年（2015 年）3 月 15 日から施行する。